

(資料二)

平成二十八年九月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例	1
島根県県税条例の一部を改正する条例	1
地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整 理に関する条例	1
島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	2
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	2

平成28年9月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第109号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域再生法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第110号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県民税の法人税割の超過課税の適用期限について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 県民税の法人税割の超過課税の適用期限を平成34年3月31日まで5年間延長すること。

(2) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第111号議案

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例の引用する条項の整理

- (1) 島根県産業廃棄物減量税条例
- (2) 旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成16年島根県条例第34号）
- (3) 旧島根県産業廃棄物減量税条例（平成21年島根県条例第58号）
- (4) 島根県核燃料税条例
- (5) 旧島根県核燃料税条例（平成16年島根県条例第45号）
- (6) 旧島根県核燃料税条例（平成21年島根県条例第57号）

3 施行期日

平成29年1月1日から施行する。

第112号議案

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行に伴い、警察本部の内部組織に係る所掌事務について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関することを追加すること。

3 施行期日

平成28年11月30日から施行する。

第113号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

水力発電所を設置するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

発電所の設置

名	称	最	大	出	力
---	---	---	---	---	---

山佐発電所	199キロワット
-------	----------

- 3 施行期日
公布の日から施行する。